

## 平成26年定例第2回市議会会議録(第3日)

平成26年6月17日午前9時30分定例第2回市議会をみやま市役所議場に招集した。

### 1. 応招議員は次のとおりである。

1番	田中	信之	11番	内野	英則
2番	野田	力	12番	小野	茂樹
3番	上津原	博	13番	中島	一博
4番	荒卷	隆伸	14番	坂口	孝文
5番	瀬口	健	15番	井手	敏夫
6番	川口	正宏	16番	宮本	五市
7番	坂田	仁	17番	牛嶋	利三
8番	近藤	新一	18番	河野	一昭
9番	梶山	忠男	19番	壇	康夫
10番	中尾	眞智子			

### 2. 不応招議員は次のとおりである。

なし

### 3. 出席議員は次のとおりである。

出席議員は応招議員と同じである。

### 4. 欠席議員は次のとおりである。

欠席議員は不応招議員と同じである。

5. 本会議の書記は、次のとおりである。

議会事務局長	馬場洋輝	議会事務局係長	松藤典子
次長	四牟田正雄	書記	柿野孝博

6. 地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

市長	西原親	環境衛生課長	富重巧齊
副市長	高野道生	農林水産課長	大津光若
教育長	長岡廣道	商工観光課長	松尾博
監査委員	平井常雄	上下水道課長	内野逸雄
総務部長	塚野仙哉	健康づくり課長	加藤康志
保健福祉部長	松藤泰大	学校教育課長	田中裕樹
市民部長 兼市民課長	坂梨一広	教育部指導室長	稗田賢次
環境経済部長	横尾健一	建設課長	松尾正春
建設都市部長	石橋慎二	秘書広報課長	加藤武美
教育部長 兼教育総務課長	大津一義	企画財政課企画振興係 企画担当係長	堤秀昭
消防長	塚本哲嘉	企画財政課企画振興係 地域振興担当係長	山田利長
総務課長	平木啓喜	商工観光課 商工観光係長	椛嶋晋治
企画財政課長	坂田良二	社会教育課長	野田圭一郎
企画財政課長補佐 兼財政係長	西山俊英	社会教育課 市史編さん係長	田中康信
福祉事務所長	梅津俊朗		

7. 付議事件は、次のとおりである。

(1) 一般質問（2日目）

質 問 者			質 問 件 名
順位	議席番号	氏 名	
1	18	河 野 一 昭	1. 3選出馬への意思表示と今後の課題について 2. 排水路の整備について
2	2	野 田 力	1. 福岡ソフトバンクファーム到来等に伴う観光戦略の見直しを 2. 市の宝、文化財の輝きで生きる活力の高揚と市勢の振興を

(2) 請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める  
意見書に関する請願

---

午前9時30分 開議

○議長（牛嶋利三君）

おはようございます。これより直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（牛嶋利三君）

日程第1. 一般質問を行ってまいります。

一般質問につきましては、主題ごとに質問を行ってください。

なお、具体的事項が複数ある場合におきましても、具体的事項ごとに切らずにまとめて質問していただきますようお願いをいたします。

それでは、順次発言を許します。まず、18番河野一昭君、一般質問を行ってください。

○18番（河野一昭君）（登壇）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので質問をさせていただきます。

きょうは市長さんも特に輝いて見えますが、よろしく願いいたします。

第1点目の3選出馬への意思表示と今後の課題についてでございます。

今期も残り8カ月余りになり、来年3月3日の任期満了に伴い、2月8日告示、2月15日投開票となっているが、5月7日の定例記者会見では、しかるべきに判断をと次期市長選出馬の明言は避けられているが、きょうは意思表示をしていただき、残された課題の取り組みについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

皆様おはようございます。河野議員さんの3選出馬への意思表示と今後の課題についての御質問にお答えいたします。

平成19年3月4日に行われました選挙におきまして、市民の皆様の御支持をいただき、初代みやま市長として市政を担当し、早くも7年半の年月が経過をいたしました。この間、市民の皆様を初め、議員各位の御協力と御指導を賜りながら、本市の発展と住民福祉の向上に邁進してまいりましたが、私の任期も残すところ、あと8カ月余りとなりました。

合併直後は、旧町が抱えていたそれぞれの山積する課題があり、また、各3町の違いによる新たな課題もあり、日々それらの課題解決に取り組んだことが昨日のように思い出されます。

しかし、この間、保健医療経営大学開学や道の駅「みやま」のオープン、山川中学校、さくら団地が新築され、また、九州新幹線の開通、有明沿岸道路徳益インターチェンジが開通し、みやま柳川インターチェンジと接続したことにより、市内の交通体系は、未来に向け大きく整備をされました。

さらに、高田町昭和開には、日本最大級のメガソーラーが稼働し、16年間も塩漬けになっていた高柳の市有地にもメガソーラーを誘致することができました。

今後の課題について申し上げますと、全国的に少子・高齢化による人口減少が進む中、本市でも合併時約4万3,600人だった人口は、平成26年3月末現在で3万9,918人と、1割近く減少をいたしています。

少子・高齢化は、地域の社会経済情勢に深刻な影響を与える可能性があり、企業誘致や定住化促進などによる人口減少への歯どめ策を初め、高齢化対策や少子化対策は喫緊の課題でございます。

これらの対応といたしましては、医療や福祉施設の充実を図り、市民の皆様が生涯安心して暮らせる長寿社会づくりを実現するとともに、少子社会に対応した教育環境の整備を行うため、小規模校、とりわけ複式学級を有する学校の課題解消を図るなど、学校再編を進める必要がございます。

また、本市の基幹産業であります農業や水産業等の第1次産業を初めとし、商工業の第2次産業、企業誘致、地場産業の積極的な育成による地域産業の活性化も重要な課題となっております。

これら学校の統合や企業誘致の問題も少しずつ進展はしているものの、まだまだ道半ばでございます。

再生可能エネルギーの取り組みのメタン発酵発電施設や、柳川市との共同事業でありますごみ処理場と火葬場の施設更新もでございます。

また、筑後市に計画されております福岡ソフトバンクホークスのファーム球場を初め、筑後広域公園や長田鉱泉があります市北部の活性化と、南部の高田拠点地区の活性化の取り組みを図る必要があります。

さらに、市街化調整区域での区域指定、電力自由化を見据えた大規模HEMS情報基盤整備事業は、採択実施に向けた取り組みを進めているところでございます。

私が目指す豊かな地域資源を生かした活力あるみやま市、安心して暮らせるみやま市、市民の皆さんがこのまちに住んでよかったと言ってもらえるみやま市を築き上げるためには、もう少しの時間が必要でございます。そして、その実現のためには、次の4年間は大切な期間であり、私が政治家として31年間培ってきた経験を生かす集大成の4年間だと考えております。幸いにして私の気力、体力ともにまだ衰えていないようでございます。

そうした面で後援会の皆さん等とも相談し、市民の皆様の御支援が得られるなら、次の4年間も私が生まれ育った郷里、みやま市のさらなる発展のために、ぜひ務めさせていただきたいと思っております。

議員の皆様方、そして市民の皆様方には、なお一層の御支援、御指導を賜りますようお願い申し上げます。河野議員さんに対しての答弁とさせていただきたいと思っております。

ありがとうございました。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

力強い出馬表明であり、安堵したところでございます。

市長の今までの実績は大いに評価をいたしますが、新たな決意として、また、来期に向けての施策をお聞きしたいと思いますが、どうですか。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）

大体今の決意表明でほとんど申し上げたと思いますが、私は、この政治をするに当たって、やっぱり経済の活性化が第一でございます。それは農業、それから商工業、水産業、そしてまた、できれば企業誘致をして雇用の場を開く、経済の活性化が第一でございます。

そして、高齢化に向けた福祉の充実、これも非常に大事なことであります。経済、福祉、そして最後は子供たち、健全な子供たちの育成と文化の高いまちづくり、こういったものをやらなければいけない。

そのためには、学校の統廃合も進めてですね、健全な子供たちの育成を図らなければいけない。そして、全ての面において、何におきまして、人口減少に歯どめをかけなければ、これは本当にですね、全国で非常に深刻な問題でございます。やはり私は、国ももう少しね、この子育てしやすいような国家にしなければ、もうどこの地方自治体も同じような悩みを抱えているから、このみやま市だけの問題ではないということで、国会議員の皆様方にも強く今後働きかけていって、そして力を合わせ国、県、市、自治体合わせてですね、この少子化問題に取り組んでいかなければいけない、このように強く思っております。

そういったことを私の、もう私も間もなく76歳になります。80歳までになりますが、全力を挙げまして、もう何も私、欲しくもございませんし、ただ、ひたすらこのみやま市のために尽くすことだけでございます。私心もございませんし全力を挙げてやりたいと思いますので、どうぞよろしく御支援のほどをお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）（登壇）

ありがとうございます。意欲満々な姿勢を聞きまして大変喜ばしく思っているわけですが、健康に十分留意されまして一生懸命頑張ってくださいと思います。

それじゃ、次に進みます。

2点目は、排水路の整備についてであります。

皆さん方も御承知のとおり、川沿地区は矢部川と飯江川の合流地点にあり、導水路の整備により雨季になると上流より急激に短時間で流れ込み、水かさがふえ田畑、ハウスの水没、あるいはまた、主要幹線道路の冠水等、水下の宿命とはいえども悩み悩みながら過ごされるところでございます。

早急な対応が望まれておりますが、堀切排水機場の下流約1,516メートルありますが、そのうち600メートルぐらいがまだ排水機場までと、上流の泰仙寺の下開制水門付近には導水路内にヨシや草が生い茂っており、流水の妨げになったり、枯れたヨシや草が流れ込み、排水機や自然排水の川内樋管にも支障を来しております。満ち潮の場合は強制排水、引き潮には自然排水で、有明海にはきれいな水を流すためにも、底張りかヨシの根の撤去の整備が求められております。

ことしの5月には堀切区民の方々が引き潮に合わせまして、ダバを着て水路に入り草刈り機でヨシや草を刈っていますが、滑って草刈り機でけがをしたとか、そういったことがないように、区長さんも事故を心配しておられます。

排水の最良な策としては、やはり矢部川と飯江川の合流地点の堆積土のしゅんせつと飯江川の河口口を少し南向きにすれば流れもよくなるが、国土交通省には再三陳情はしているものの計画されているのか、再度要望をしていただきたいと思います。

また、底張りかヨシの根の撤去については、やはり底張りというのは費用がかかりますので、ヨシの根の撤去を望むところでございますので、その点をお伺いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

西原市長。

○市長（西原 親君）（登壇）

続きまして、排水路の整備についての御質問にお答えをいたします。

御指摘の排水路は、延長1,200メートルありまして、川内樋管を介して矢部川に流出いたしております。

この排水路には、春から夏場にかけてヨシが繁茂しており、排水の妨げになっておりますので、ヨシなどの除去については、地元の協力を得ながら、毎年、梅雨前に撤去作業を行っているところでございます。

排水路の底張りにつきましては、環境面等を十分考慮しなければなりません、排水路をコンクリート底張りに施工しても、水路勾配が緩いためガタ土が堆積し、ヨシが再び繁茂する可能性がございます。

ヨシの根の撤去につきましては、根だけの撤去はできず、ガタ土と一緒に撤去することになりますが、ヨシの根を撤去しても種子の飛来により、再びヨシが繁茂することになります。工事や撤去作業を行うためには多額の予算が必要となりますし、多くの水生動物のよりどころとなるヨシ原は自然の浄化作用を担う重要な場所であり、野生動物と環境保護のための重要な存在となっています。

以上の理由により、今後も現行のとおり対応してまいります、現場の状況に応じて地元と協議を行い、前向きに検討していきたいと考えておりますので、御理解と御協力のほどをお願い申し上げます。

**○議長（牛嶋利三君）**

18番河野一昭君。

**○18番（河野一昭君）**

毎回、答弁は同じような答弁でありまして、魚や鳥類のすみかとなるという答弁は何回も聞いて聞き飽いておりますが、まず農作物のほうが大優先、最優先であると思います。干潮のときは干潟になり、魚というのはすめるような状況にはあらず、水の流れも悪く浄化する状況ではない。

毎年、区民によりヨシの撤去、あるいは草刈りがありますが、草刈り機の事故も心配してられるし、もし刈った草や撤去にも費用がかかり、ヨシの根を撤去すればするほど、また置き場所もないようなこともありますから、費用効果としても、ヨシの根を撤去すれば、一時はそれで逃れるじゃなかろうかとわかるわけですが、水の引きぐあいを見て洪水の場合は、田んぼにアドがたまって大変苦勞されて除去されておりますが、皆さん方は「アド」という言葉は余り聞きなれんような言葉でございますが、水上から麦の切れ端が流れ込んで、せっかく植えた田んぼに、何と申しますか、流れ込んで田が枯れるようなことがありますので、やはり洪水のときは、雨がやんで水の引きぐあいによって、それを後片付けするのがいつもの日課になっておりますが、今までは環境保全向上対策事業の有効利用でありますけれども、農地・水が平成19年より平成23年までで、また、平成24年から平成28年まで延長になりましたけれども、これは先行きは不透明であり、底張りが費用がかかれば、ヨシの



根の撤去により今後の費用削減にもつながると思いますが、市長さんの気分のいいところで、ことしじゅうに地元の苦労を思い理解していただきながら、ことしじゅうに撤去をお願いしたいところでございますが、その点いかがでしょうか。

○議長（牛嶋利三君）

石橋部長。

○建設都市部長（石橋慎二君）

ただいま市長からもありましたが、事実ヨシの根は除去作業にも、作用にも適しているというようなことで底張りするとですね、今後も緩やかな面がありましてですね、そこにガタ土がたまるといような状況がありまして、撤去するにしても、なかなかしにくい状況が出てきます。

それで今、市長からも答弁がありましたとおり、地元と状況を見ながら協議しながら、それで現状、確かに除去することになれば、現状に応じて地元と協議して前向きに考えていきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

それは撤去、撤去って簡単に思うと大変苦労されるかと思えますけれども、とにかく地元としては、毎年ながら春先には草刈り機で草とヨシを刈っているけれども、やはりダバを着て草刈り機で刈ると、やはり滑ったり転んだりして草刈り機でけがをするようなことがあれば、区長さんも大変心配をされているところでございますが、その刈り方によって上に持ち上げたり、高さが高いからユンボでかき上げて撤去するようなことをことしもされておりましたが、やはりそのユンボの雇い賃、あるいはその人件費、そういうことを考えれば、ヨシの根の撤去が一番経済効果があるじゃなかろうかと、かように思っているところでございますが、やはり市長さんもそういった考えはあると思えますけれども、やはり農作物の保護と見れば、農作物優先ということから見れば、そういうことを考えていただいて早急な撤去をお願いしたいと思えますが、どうでしょうかね。

○議長（牛嶋利三君）

松尾建設課長。

### ○建設課長（松尾正春君）

ことしも5月に地元から8名ほど出ていただいて、みやま市のほうから機械をユンボとダンプを出して、機械の費用が約300千円ほどかかりました。地元から8名、半日ほどで作業が終わったということで、職員も2名ほど出まして刈ったヨシが流れないように防護柵をして見守りをしていたところですが、ヨシが生えないようにするにはどうしたらいいかということで、いろいろうちのほうも調べてみました。その中で、国土交通省の佐賀の武雄の河川事務所で、六角川のほうでも、そういうヨシが繁茂して、流れが悪くなっておるからどうしたらいいかということで、モニタリングの調査をしております。で、4つの方法でどうしたらヨシの生育が抑えられるかということをしておりますけれども、1つの方法として、最初に根を全部撤去いたしまして、コンクリートの板で根が侵入してこないような方法、2つ目に、もちろん根を撤去しまして石灰で地盤を固める方法、もう1つは、根を撤去いたしまして防草シート、シートを張って根が侵入しない方法、そしてもう1つが、水をためて生育を阻止するという方法で実験をしております。

その中で、1年目は効果があらわれて、そんなにヨシは生えてこなかったということですが、2年目は、ほとんどのところがやっぱり根が侵入したりとか種子が飛来して生えてきたということで、一番効果があるのは、水を——水も50センチ以上ためれば、ヨシが生育しないという実験結果が得られております。

現地の水路は、なかなか水をためるといことができませんので、建設課としては、なるだけ地元負担がかからないようにしたいということで協議をいたしまして、これからもヨシの草刈りというですかね、刈っていきいたいなということを思っております。

ちなみに、掘削根を取る費用ですが、約600メートルぐらいが大体生えているところなんですけれども、16,500千円ほど費用がかかるということで、ちょっと費用面も高いかなと考えておりますので、よろしく願いいたします。

### ○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

### ○18番（河野一昭君）（登壇）

まあいいお話をお聞きしましたが、いわゆる今までは、農地・水で地元は対応しておりましたけれども、これはもう先がどうなるかわかりませんので、農地・水がある間、5年延長になりましたので、その延長の期間中に終われば、地元負担もなくなるし、市もユン

ボを借り上げ云々で費用もかからないようになりますから、経済効果から見れば早急に撤去が必要だと私は考えるわけでございます。

ということで、次の質問に移らせていただきます。

それでは、3点目の質問に入ります。市立小・中学校の対応についてであります、小・中学校の土曜日授業実施の検討はされているかでございますが、昨日、壇議員さんより質問・答弁がありました、私は私なりの質問をさせていただきたいと思っております。

週5日制が始まって、ことしで13年目に入りますが、月に1回か2回の土曜日授業を実施することにより、授業時間数の確保と余裕青空教室、また校外学習等、学力向上にも図られ、ゆとりある授業となるが、実施計画の案があればお示しを願いたいと思っております。

私も、今後の参考にしたいと思っておりますので答弁書をいただければ幸いですし、壇議員さんと重複したところがありますけれども、よろしく願いいたします。

2点目は、小学校の夏休みのプール監視員の配置をとということで、現在は保護者の輪番制で行っているが、何かがあったときに即対応できる専門知識を持った監視員の配置をお願いするものであります。

保護者も安心できるのが一番いいことでありますし、やはり何かあった場合、そういった専門知識の方がおればいいかなと、そういった考えでございます。

3点目は、教師の我が子の入学式、卒業式の参列はいかがなものかということですが、新聞等の報道で賛否両論ありますが、教師もやはり子供の親であり、我が子の晴れ姿を見たいのは当然であります。子供も夢と希望に満ちた式であり、親の姿が見えないと寂しく思うであろうし、我が子の式の参列は、教育長としてはどう判断されるかをお尋ねいたします。

○議長（牛嶋利三君）

長岡教育長。

○教育長（長岡廣道君）（登壇）

河野議員さんの子供の目線、それからPTA、教職員の目線に立った御質問ありがとうございます。

市立小・中学校の対応についてのお尋ねにお答え申し上げます。

まず、1点目の小・中学校の土曜日授業実施の検討はされているかについてでございますが、昨日、壇議員の御質問への答弁で述べましたように、本年度9月ごろに、市の教育委員

会と小・中学校の職員の中から委員を選出して土曜授業検討委員会を立ち上げ、土曜授業の内容や方法を含めて、検討をしていく予定にいたしております。

その理由について申し上げる前に、少し詳しく土曜授業の内容について御説明を申し上げます。

一概に土曜授業と言いましても、文部科学省の指針によりますと、土曜授業、土曜の課外授業、土曜学習の3種類の形態がございます。

いわゆる土曜授業は、学校での授業日数や授業時数として数えることができますが、実施に当たりましては、家庭、地域との連携、協力による学校行事であることや、保護者、地域住民等への公開授業をすることなどの一定の条件がございます。そのため、授業時数の確保の意味からは余裕が出るように思われますが、実質はイベント的なものになってしまいがちで、学力向上や校外体験学習の充実にはつながりにくくなってしまいます。

そのほかの土曜の課外授業や土曜学習は、希望する児童・生徒に対して補充学習や体験活動を行う形態のもので、学級全員が授業を受けるわけではございませんので、そのどちらも、授業日数や授業時数としてのカウントはできません。

そこで、本年度につきましては、昨日、壇議員に申し上げましたように、夏休みの5日間の特別授業ということで、時数の充実をみやま市教育委員会は図ろうとしております。

このように、土曜授業の実施におきましては、3つの形態それぞれにメリット・デメリットがさまざまに考えられます。そこで、本市におきましては土曜授業検討委員会を立ち上げ、河野議員の御提言にもありますように体験学習の充実を含めまして、みやまの子供たちの総合力を高めるためのあり方はどうあるべきかを検討してもらい、来年度以降、どのように実施していくかを教育委員会として判断したいと考えております。

次に、2点目の小学校の夏休みのプール監視員の配置についてでございますが、まず、夏休み期間中における児童へのプール開放につきましては、夏休み期間で学業中ではありませんので、学校管理下の事業とはなっておりません。各小学校PTAに委ねられている事業でございます。プール監視につきましても各PTAでさまざまな方法がとられているようですが、監視業務派遣会社へ委託して、専門知識を持った監視員を配置しているPTAもございます。しかしながら、この事例では派遣の委託料が発生してくるなど、予算面での課題もあるようです。

いずれにしましても、夏休みプール開放に関しましてはPTA主体の事業でございますの

で、各PTA間でしっかりと情報交換をしていただきまして、各PTAの判断のもと、監視体制の整備に努めていただきたいと思います。

次に、3点目の教師の我が子の入学式、卒業式の参列についてでございますが、本年4月、埼玉県内の公立高校の新入生担任の教諭が我が子の入学式に参加するため、自校の入学式当日に学校を休んだことに対する当否をめぐる問題につきましては、まだ記憶に新しいかと思われまます。

このような事例がある中、勤務校での入学式や卒業式の当日に、新入生や卒業生の担任の教師が我が子の入学式や卒業式に参列することに対し、市の教育委員会としての考え方を述べさせていただきます。

まず、結論から申し上げますと、教育委員会といたしましては、各小・中学校の判断に委ねたいと考えております。

みやま市内に19の小・中学校がございますが、各小・中学校で働く先生方におきましては、教師としての使命感を持ち、校長のリーダーシップのもと、児童・生徒のよりよい成長に向けて日々の教育活動を推進していただいております。このことにより教育ビジョンの目指す子供像にも掲げております高い志を持ち、たくましく生きる子供の育成に向けて、しっかりと土台づくりができているものと確信しております。

一方、先生方は教育のプロであると同時に、議員御指摘のように一個人であり子供の親でもあります。特に親のかわりは他人にはできないと言われるように、ささやかな親と子供のつながりを大事にすることも必要ではないかと考えるところでございます。

しかしながら、学校現場というものは、先ほど申しましたように、校長のリーダーシップのもと、教育活動が展開されており、校長の判断に基づき、校務が遂行されております。

そこで、このような事例が発生した場合は、新入生や卒業生の担任の配置も含めまして、校長が校務の遂行に支障はないか、学校全体の状況を見て適切な判断をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

1、2、3点をまず整理をいたしますと、土曜日の授業については、昨日、壇議員さんの

答弁を聞いてわかりましたけれども、土曜日の授業参観はどうだろうか、保護者の授業参観。これは、保護者としては土曜日のほうが参加しやすい、それもやはり子供との対話ですか、いわゆる授業参観によって、きょうはあなたの質問はよかったよとか、あるいは、ああいうことをしたほうがいいのか、そういった評価とかが子供との触れ合い、絆、こういうのが家庭での何といたしますか、会話の対象になるからと思うから、なるべくその土曜日授業参観を実施していただき、多くの方の保護者の何といたしますか、参加を望むところでありますが、やはり家庭での子供との対話が今少なくなっておりますので、やはり授業参観をすることによって、そういったほめ言葉をしてやれば、子供も勇気を持って頑張り方が違ってくるじゃなかろうかと私はそう考えますので、土曜日の授業参観についての答弁をお願いいたします。保護者の授業参観ですよ。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣道君）**

授業参観の意義はもう議員御指摘のとおりで、全く同感でございます。子供たちの生き生きとした姿を保護者がしっかりと見届けることによりまして、子供を応援したいという気持ちにもなりますし、対話のきっかけにもなるというふうなことでございます。

それから、土曜日に授業参観をというのは、もう一部に既に実施をしている学校もございますので、そのことにつきましては、稗田室長のほうからまた答弁をさせます。

**○議長（牛嶋利三君）**

稗田教育部指導室長。

**○教育部指導室長（稗田賢次君）**

土曜日の授業参観というのは、みやま市内の小・中学校の中で何校か取り組んでいるところはございます。ですから、土曜日の授業参観というのは可能かとも思っています。そうすれば、そこに上げています土曜授業という形で、取り組みが実施できるというふうには考えていますが、一方、土曜日の授業参観ということで、じゃ、土曜日に保護者が皆さん休みなのかと言われますと、ちょっとそこに疑問がやはり残ります。

さらに、土曜日には、社会体育だとか習い事だとか、そういったものをもう既にですね、13年目にもなりますので入れている保護者、子供というのもありますので、そこらあたりをじゃ、ぼんとやりますよというふうには、なかなかまいらないことだろうと思います。

ですが、土曜授業を実施していくか否かの、この9月から立ち上げます検討委員会の中で、議員さんがおっしゃっていただいたことは、土曜日の授業参観ということについては検討をさせていただきたいし、大きく参考にさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

長岡教育長は下庄小の校長をされておりましたけれども、やはり260名からの名前を全部覚えておられるということを聞きまして大変感服しているところでございます。それだけやっぱり生徒に愛着とといいますか、そういった気持ちのあらわれだと思うわけでございます。

土曜日授業参観については、これは正規の授業としてみなして、振りかえ代休というのは考えられないと思いますが、その点どうですかね。振りかえ、土曜日に授業をした場合。

○議長（牛嶋利三君）

稗田教育部指導室長。

○教育部指導室長（稗田賢次君）

土曜日に授業した場合は、子供たちは、土曜授業としてカウントする場合は、振りかえはございません。

ただ、教職員がそこに全部携わった場合については、長期休業中とかに振りかえの、半日を振りかえるということがとれるようになっています。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）

そしたら2点目に入りますけれども、小学校の夏休みのプール監視員ですけれども、学校教育とは別と言われますけれども、やはり保護者としては学校教育の一環だと思っておられますので、ただ、PTAで輪番でされておりますけど、やはりこの責任を持った方々の監視が必要だと思います。

1週間ぐらい前ですか、プールで小学生が沈んでいたとか、そういう報道がありましたけど、やはりしんからしていただく方と、これは輪番だから仕方ないということで役目上される方

と、いろいろあると思いますけれども、いわゆる専門知識を持った方の監視があれば、保護者も安心して水遊びや水泳ができると、そういった考えもあるし、単Pでそういった専門の方を雇用すれば、出費といいますか、費用もかかるし、これはある程度の公的な行事——公的といいますか、義務教育でございますので、公費負担でそういった配置をしていただきたいと思いますのですが、どうでしょうかね。（「田中学校教育課長に答弁をさせます」と呼ぶ者あり）

○議長（牛嶋利三君）

学校教育課長。

○学校教育課長（田中裕樹君）

今、御指摘のように学校であるプール開放ということで、公費でというお話もありましたが、先ほど教育長が申しましたように、夏季休業期間中ということで、これはP T Aのほうの事業というふうになっております。

ただですね、先ほど言われましたように、確かに保護者の輪番制が安全確保を守れるのかというところには、ちょっと一定配慮する必要があるかと思えます。

先ほど御指摘がありましたように、派遣会社のほうに委託をして専門的なところに頼んだほうがいいんじゃないかという御意見もいただいておりますが、一昨年ですかね、大阪のほうの泉南市ですかね、そういう業者に頼んでいたところが、その業者さんがよく見ていなかったということで事故が実は発生しております、昨年から派遣業者につきましても一定の資格がある人じゃないと見てはいけないというような指導もあっております。

このため、既に業者に委託していた学校につきましては、委託の料金が約2倍にはね上がっております、その学校につきましては、一部の学校では開放を見送る、それから、一部の学校では開放日数を減らすというような対応をしておるようでございます。

いずれにしても、こういった情報を各P T Aのほうでも情報交換をされてですね、できるだけ子供たちの、P T Aのできる範囲の中でプール開放は続けていっていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

18番河野一昭君。

○18番（河野一昭君）



やはり費用面が一番心配になりますけれども、やはりPTA負担というのもどうかと思いますし、やはりこれは公的な費用で賄っていれば保護者も喜ばれると思うわけでございますが、一応これからの検討課題にしようとしていただきたいと思います。

3点目の教師の我が子の入学式、卒業式への参列ですけれども、やはり教師も家庭に入れば親でございますし、やはり卒業式、入学式に参列するのは当然であります。やはり各校長に委ねるということでございますが、やはり教育委員会としての方向づけ、余りにも校長に押しつけがましくするのも私は酷じゃなかろうかと思うし、一応、教育委員会の判断として、見て見ぬふりというのも語弊がありますけれども、いいじゃないかぐらいな答弁をいただきたいと思います。

**○議長（牛嶋利三君）**

長岡教育長。

**○教育長（長岡廣道君）**

まずですね、校長として考えるときに、こういうことを配慮いたします。それは、次の担任を決めるときに、お子さんに入学式、卒業式、みやま市内に在住の場合ですね。ほかの市郡にあるときには入学式、卒業式が日にちが変わることがございますので、そういうことも念頭に置いて担任配置はいたします。

しかし、いろんな人事配置の都合上、重なったというふうな、今答弁で申しましたように担任している教師が自分の子供の入学式、卒業式と重なったという場合、私が校長なら校務優先でございます、そんなふうにしてまいりました。

それから、教育委員会の判断としては、もう議員が十分御承知のように賛否両論ございました、答弁の中でも申し上げましたとおり。

だから、そういうことを、先々等をまた見越してですね、あるいは校内の人事配置を考えて校長が適切に校務に支障がない、まず、我が校の子供たちには何が大事かという観点から判断すべきものと考えております。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

18番河野一昭君。

**○18番（河野一昭君）**

教育長はなかなか厳しいですね、校務優先で言われると、あとは何も言えませんけれども、

やはり家庭に入れば子の親ですから、そういう事情を配慮して、ある程度やわらかく判断していただきたいと思います。

例えばの話ですが、先ほど教育長が申されたように、担任する場合は1年生に入る子がおるかとか、6年生におるかとか、中3におるかとか、そういう配慮をいただいているのは大変喜ばしい限りでございますし、今後とも教職員も一人の親子でございますので、そういった配慮をお願いして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

ここで暫時休憩をいたします。

午前10時17分 休憩

午前10時31分 再開

**○議長（牛嶋利三君）**

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

一般質問を引き続き行っていきます。

2番野田力君、一般質問を行ってください。

**○2番（野田 力君）（登壇）**

皆さん、改めておはようございます。2番議員の野田でございます。よろしくお願い申し上げます。

議長の許可をいただきまして、御質問をさせていただきます。

観光戦略の見直しにつきましてでございます。

長年続いていた日本経済の低迷から脱却するために、安倍政権のもとで3本の矢が放されたわけでございます。その3本の3番目の矢は、御存じのとおり、成長戦略でございます。成長戦略としましては、もう御承知のとおり、事業のイノベーション、海外への企業の進出、それから規制緩和ということで、大変な事業の展開でございます。その中に、観光事業も含めて、美しい日本の景観や和食の文化、伝統芸能・芸術などを全世界に精力的に発信、紹介し、そして、海外の皆様から多くの観光客を我が国にお招きするというところでございます。

また、私たち日本国民も、身近な観光資源をめぐりまして、さらなる関心を抱いていただくように、観光客の誘引活動を資するために、各地方公共団体といたしましても、観光関連の業界の皆さんと連携を深めて、観光事業に力を注いでいるということは、皆様も御承知の

とおりでございます。

みやま市におきましては、もう既に関係各位のお知恵を賜りながら、観光振興計画を平成22年度に策定されています。その根本的な第1の狙いとしましては、やはり、みやま市に流入する交流人口をふやし、そして、購買力を高める、経済活動を活発化させる、そして、その波及効果を全みやま市に広めて、さらなる元気回復を図ろうという考えでございます。

本市内の観光振興に役立つ大変輝く多彩な観光資源が予想以上に存在しておりますし、大いに期待したいものでございますが、その前に、みやま市における観光の入り込み客の動態がどのようにして推移しているのかということ、まず申し上げたいと思います。

本市の合併前であります平成18年度には、67万人台の観光客がありました。合併後におきましては、急激に落ち込み、平成20年における観光入り込み客数は、県内外も含めて55万人であります。そのうち県外からは9万7,000人の入り込み客数でございました。そして、平成21年に54万3,000人、そのうち県外が9万8,000人、平成22年に54万2,000人、そのうち県外からは9万5,000人であり、大体横ばいでありました。しかし、次の平成23年には61万人で、前年よりも6万8,000人ふえております。18%の伸びを示しております。そのうち県外からも12万5,000人でございます。対前年度よりも3万人の観光客がふえ、そして、ともかくも県外の人たちが一挙に32%も急増しております。

さらには、経済的な側面である入り込み客の消費額の推移を見てみますと、平成20年には473,000千円、平成21年は449,000千円、平成22年は428,000千円で、ほぼ横ばいでございます。しかし、平成23年度では504,000千円になって、対前年度比で18%の増加率でございます。平成23年の入り込み客が何でこのようにふえたのかということでございますけれども、それは、平成23年の3月に開業されました道の駅「みやま」への来客であるものと推測されます。これがちょうど年間の数値のカウントであれば、もっともっと増加傾向を示したものといえましょう。

ところが、みやま市の観光振興計画は、今出されています振興計画は、平成22年の9月から取りかかって、平成23年の3月中旬にまとめて公表されたものでございます。したがって、本観光振興計画の策定の公表後におきまして、先ほど申し上げましたように、道の駅「みやま」が間髪を置かずに開業に至っております。

一方、本市に影響をもたらす隣接の筑後市には、県営の九州芸文館が平成25年の4月に開館され、そして、県南広域公園の整備強化がどんどん進んでおりますが、流動人口の増加が

本当に毎年伸び続けております。特に、広域公園内における大規模な水泳プールの整備、これも進んでおります。それから、九州芸文館の本格的な運営開始によりまして、流動人口の増加の現象は必至だろうと思います。

そういった中で、特に、特段注目すべきものとしましては、平成28年の2月からオープン予定であります福岡ソフトバンクのファームへの来園者でございます。かなりの大勢で県内外からお見えになるということでございます。多分20万人以上だろうということでございます。特に福岡ソフトバンクファームへの応援は、築後七国が一丸となって頑張っております。そう言いながら、みやま市ほど地の利を受けているところはありません。福岡ソフトバンクファーム来園者は、そして、年間を通じて県内からはもとより、全国からも、中には、多分スカウトの関係で海外からもお見えになるものと思います。本当に絶好の絶好のチャンスでございます。

これら福岡ソフトバンクファーム来園者に対して、みやま市の歴史、伝統に培われましたすばらしい観光資源をここで十二分に発揮し、温かくお招きいたしたいものでございます。

一方、隣接します柳川市、大牟田市におきましても、地域環境の特徴を生かして、新たな観光客の入り込み客の戦略を持って対策が進められております。これらの隣接地の観光客からも我がみやま市にぜひとも足を延ばしていただきたいと、そう切に願う次第でございます。

ともかく、主体的に観光客の誘引を行うみやま市としましては、何といたしましては、心安らぐ清水寺の一円、一帯ですね。それから平家伝説の地でございます山川、それに古代遺跡の豊富な高田の周辺一帯における本当に魅惑注ぐ観光資源があります。そして、安全・安心なおいしい、それこそブランド農産物が育まれて、和みある田園文化の地域一帯を有しております。これらをうまいぐあいに織りまぜて、観光客の関心を強く引き寄せる魅力ある観光地にどうしても仕上げていかなければならないじゃないかと考えます。

なかんずく、特にアピールしたいものとしましては、みやま市の宝でございます文化財にもっともっと光を与えて、そのほかの観光資源にも磨きに磨きを重ねて、それをセッティングしながら相乗効果を高めることも忘れてはならないと思います。

それに、新しく期待される資源としましては、本市の北の玄関口の活性化関連事業や、濃施地域を拠点にした高田町地域の活性化事業が答申され、各種の施策が推進される状況もあるようでございます。ぜひ、これもしっかり認識いたす必要があると思います。

申すまでもなく、観光入り込み客の増加に期待する商店や商工業のみならず、みやま市民皆様の、これは長年来のどうかならんだらうかという共通の願いであります。それらの願望を具体的に実現して方策としましては、当然ながら、みやま市を取り巻く観光対策の動向と、それから観光ニーズですね、ニーズを、それもろもろを考えてしっかり受けとめて、本市の観光資源の活用にあたっては、特に適宜適切、その時間に合ったように適時適切が大切であると思います。そして、魅力ある強い発信を行い、創意工夫による、要するに、創意工夫といいますが、知恵を出し合って、最大限の有効活用の方策がどうしても重要不可欠であると思います。

また、観光客の誘引策と一言で申し上げますけれども、具体的に、そんならどのようにして取り組むのかと、そういうことがいつも考えられます。しかし、しっかり最も頼りになるものが、平成22年度に策定されております本市の観光振興計画があります。これをバイブルで活用すれば、必ずや私は実現するものと思います。

しかしながら、本観光振興計画が、先ほど申しましたように、平成22年度に策定されて、その後、もう三、四年の間に入り込み客に大きな影響を及ぼす観光資源がめざましく変化しております。さらには、これからまた四、五年の間、平成30年までの間には、新たに観光資源のファクターが大きくさま変わりする状況でもあります。

そこで、策定されております本観光振興計画を基本的な土台、しっかりした土台にして、状況変化に合った見直しを的確に検討していただき、入り込み客の増加を図る新たな戦略と戦術の補強計画を速やかに立てて対応することが本当に喫緊の課題であると思います。

申すまでもなく、策定されている本振興計画は、全市域に目を光らせ、揺るぎない高い見地に立って6つの柱を立てて、施策項目から成るまとめです。そして、方向性と課題までもが整理されております。加えて、6本の柱に対する体制も明示されているんですよ。さらに明確に実行する手法というですか、手段といいますが、それまでも出されながら、そして、それをリンクするような体系的かつ連動的に提示されているのでございます。

そこで、この観光振興計画の重要性を捉えまして、中身をここで申し上げたいと思っております。

そして、これまでの西原市政におきます取り組みの状況と今後におきます対応課題について申し上げたいと思います。

その振興計画に第1番目に上げていることは、みやまを宣伝することと書いております。

具体的には、観光宣伝を目的としますホームページの開設や、充実した観光パンフレットの作成でございます。特に食品工業等も積極的に紹介し、常に新鮮かつ正確な情報提供に努めるようにと明示しております。

このことに関しましては、充実したホームページをつくってあります。それから、今は最先端の武器といいますか、フェイスブックも立ち上げられてあります。それから、観光パンフレットの作成に当たりましては、西原市政のもとで、これは力作と言えます「みやま浪漫」の斬新な観光ガイドブックを速やかに作成されて、広く頒布活用されて、これはよかばんもということで大好評を受けているところです。まことに、これは称賛に値するものと考えられます。

2番目は、受け入れ窓口を整備することということになっております。

具体的には、観光情報の集約と取りまとめ作業の効率化でございます。そのために、道の駅「みやま」の観光案内機能の応用と窓口の設置でありました。このことについては、みやま市観光協会の事務局が平成25年11月にみやま市の市役所内から道の駅「みやま」に設置移動されて、機能強化が図られ、期待以上の成果が上がっているものと私は思います。

第3番目は、案内体制の整備を図ることと明示しております。

具体的には、市民による観光ガイドやお勧めする観光ルートの開発であります。観光客に対して満足度を高めることになるわけでございますが、確かにその役割が重要であるものの、今現在、観光ガイドが芽生えつつあります。今後とも市民の皆さんの御理解と御協力が不可欠ではなかろうかと思えます。

行政と観光協会、地域社会が一体となってバックアップして、これには当たらなければならない課題ではないでしょうか。そして、観光ルートは、新しい観光資源を組み入れ、再検討の上、これは作成を急がなければならないでしょう。

4番目に明示していることは、食の提供を図ることということにしております。

具体的には、地元の特産物を生かした新メニューの開発やグルメ情報のマップ作成でございます。御承知のとおり、みやま市はナス、セロリ、ミカン、イチゴ、トマト、高菜、ブドウ、スモモ、キウイフルーツ、それにまだあります。そして最後は、有明海のノリがあるんですよ。そういうことのように、優良な産地があります。これを生かした名物料理を生み出すための専門家のアドバイスを前向きに受け入れて展開することが急がれると明示しております、そのときに。

この課題としましては、みやま市特産を利用し、みやま市の商工会員の皆さん、JAの婦人部、女性グループなどなど、研究開発を一生懸命、たゆまなく積み重ねてあります。早目にこれらの御成功を願い、観光客から喜んで買い求めていただきたいと思います。

第5番目に、製品を語ること、製品を語ることであります。

具体的には、生産現場や工場を紹介するマップ作成や事業のプレゼンテーションの向上と対応すべき設置の整備を図ることということになっております。

私は、このことについては、関連業界との話し合いをしっかりとやって、観光からの効用などをめぐってプレゼンテーションのブラッシュアップを図ることが急がれると思います。

そして、最後の6番目は、みやまのおみやげづくりを行うことと明示しております。具体的には、素材生産者と加工技術者とのネットワークの構築と商品パッケージの見直しが見直しが示されております。

みやま市の特産を生かした商品のパッケージ化につきましては、昨年度から環境経済部のリーダーシップのもとに、関係者が一堂に会していろいろな会合を重ねて英知を寄せ合って取り組まれた結果、みやま市の手土産という新しい商品が誕生し、さる5月30日から道の駅みやまで販売が展開されております。

この手土産につきましては、初めての試みで、開発でありましたので、かなりの御苦労は生じたようであります。これを無事乗り越えられ、努力のたまものとして、手土産が誕生しております。今後における販売拡大が順調に展開していくことを切に期待いたすとともに、開発販売関係者のさらなる御活躍をお願い申し上げる次第であります。

以上、申し上げましたように、幾多の課題はあるものの、6つの柱を立てた施策での体系的な展開によって、私はかなりの成果が生み出されておると思います。

しかしながら、観光の動きはスピードが速いわけですよ。それに的確に関心と呼び寄せる、ときめきするような物語とか、そういったやつを作成したい。また、目を見張るような美しい自然の映像化、ビジュアル化などをしっかり発信していかないと、関係者から関心と呼び寄せないということがございます。

したがって、先ほど申し上げました第1番目の宣伝すること、これにはとりわけしっかり重きを置き、時期を失しないように、スピーディーに対応すべきものではないでしょうか。

ともかくも、広範の流域にわたる観光の推進に対応するには、行政のみならず、市民協働

によってこそ、これは成り立つものと思います。その中心的な役割としまして、みやま市観光協会、現在の会長さんは太田黒さんでございますが、が担われております。その観光協会の活動に当たりましては、会員皆様が本当に献身的かつ熱意を注ぎ、粘り強く御支援をいただいております。そのパワーがしっかり観光協会に固めてあります。それとあわせて、市行政からの援助によりまして運営展開されておるような状況です。

この協会は、このたび最適な、先ほど申しましたように、場所に移動され、インターネットを駆使してうまいぐあいに適切に対応されているようでありますが、観光業務はどうしても日祭日に偏りがちでございます。しかも、日時を問わず継続的にずっと続いてくるわけでございます。観光客への対面対応とか、情報の収集、そして、その適切な情報の提供などに対応するには、事務局の体制がどうしてもしっかりしていかなければならないものとするわけでございます。

当協会の現状は、1名の職員の方が、かなりプロでございますが、懸命に対応いただいております。休暇のある場合は数名のボランティアがおられますので、都合ができる場合はボランティアの方で急場をしのいであるようでございます。

今後、観光客の誘引策をさらに一段と強化するには、この観光協会の活動に期待するものが多大でございます。特に入り込み客の増加を図る最前線のかなめの存在であります。観光協会への事務局体制への人的な支援が極めて重要不可欠であるものとするわけでは

本協会の人的な事務局体制を強化いただければ、本市の観光資源のアピール度が本当に一段と高まり、観光客に対します対応が円滑化し、入り込み客もこれまで以上に増加期待がされるのではないのでしょうか。

これまでも申し上げましたが、要約いたしまして、4点につきまして御質問を西原市長に申し上げたいと思います。

第1番目には、みやま市の入り込み客が合併以前の67万人台、それを超すような戦略・戦術的な観光振興計画の見直しを早く行っていただきたいと思いますが、御所見をお伺いします。

2番目は、観光振興計画の見直し改定の際には、この自然に恵まれた水・緑に包まれ、光輝く自然再生エネルギーや農村の美しい田園景観、観光農園、都市住民との交流、そして、農業体験、安全・安心でおいしい食糧加工品等を観光客誘導策の中に、これを思い切ってしっかり打ち出していくことが重要ではないかと思っておりますので、その御見解をお伺いいたします。



3番目は、福岡ソフトバンクの来園者等に対するインターネット駆使対策を含めての特別対策と申しますか、それを講じるための検討チームを立ち上げるお考えがないのか、御見解をお尋ねいたします。

最後の4番目には、観光行政の推進には、官民間における総合調整なる役割を担われている最前線の立場にあります、みやま市の観光協会に対し、これが機動的なる事務局体制の強化からの人的支援の助成強化を図られるお考えはないのか、お伺いいたします。

以上、4点につきまして西原市長に御質問を申し上げましたので、観光行政に対します積極的な基本的な姿勢で、温かい御配慮を含めて、御答弁をよろしくお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

西原市長。

**○市長（西原 親君）（登壇）**

野田議員さんのみやま市の観光振興に対して、さまざまな角度から大変示唆のある御提案をいただきまして、まことにありがとうございます。肝に銘じてこの観光行政に生かしていきたいと思っております。

野田議員さんのまず最初の質問でございますが、福岡ソフトバンクファーム到来等に伴う観光戦略の見直しをとの御質問にお答えをいたします。

まず、1点のみやま市の入り込み客が合併前の観光客67万人を越すような戦略・戦術的な観光振興計画の見直し改定についてでございますが、みやま市では、平成23年3月にみやま市観光振興計画を策定いたしており、今年度は策定後4年目の年となります。

この観光振興計画は、みやま市総合計画に基づき、豊かな自然環境と文化、歴史に育まれたみやま市の特性と、みやま柳川インターチェンジ、有明海沿岸道路の整備、九州新幹線筑後船小屋駅等のインフラ整備を生かした戦略的観光振興を図るために策定をいたしております。

議員御指摘のとおり、観光振興計画の策定後に、道の駅「みやま」の開設、九州芸文館の開館など、観光資源がふえており、また、筑後広域公園プールの整備、そして、平成28年2月の福岡ソフトバンクホークスのファームの移転など、新たな観光資源が生まれようとしています。

みやま市といたしましては、このような状況の変化に対応し、観光の振興や活性化をさらに推進していくため、戦略的な対応が必要かと思っております。

観光入り込み客数については、合併後、平成19年度から平成22年度までは、年間54万人程度でしたが、道の駅「みやま」の開業後は、61万人程度まで増加をいたしてきております。

みやま市観光振興計画は、観光施策として、みやまを宣伝する、受け入れ窓口の整備、案内体制の整備、食の提供、製品を語る、お土産づくりの6つの施策を掲げ、その取り組みを基本的にまとめております。

年々変化する状況変化への対応についても、この基本的な施策に添って、事業を進めているところでございます。

近隣市町との広域での観光事業の取り組みにつきましても、県事業との連携によって、これまで、みやま市単独で実施しておりました観光ルートについて、平成26年度は、近隣市との広域での、新たな観光ルートを計画いたしているところでございます。

今回、御提案いただいております観光振興計画の見直し改定につきましては、計画策定後の状況を踏まえ、新たな観光資源の状況の把握や、流動人口増加の見込み等を見きわめながら、計画の見直し改定を行っていきたくと考えております。

次に、2点目の見直し改定の際は、自然環境や農林水産物をより強く生かしたものとすることについてでございますが、みやま市は、豊かな自然と肥沃な大地から、ミカンやセロリ、高菜、ナスなど数多くの農産物を生産しております。水・緑に包まれた美しい農村の景観など、農業生産の魅力も有しております。

このようなみやま市の魅力をさらに知っていただくため、みやまの手土産といたしまして、みやま市で生産された農産物の加工品であるセロリのお茶、ミカンのかりんとう、手づくりジャムなどを詰め合わせた商品を道の駅「みやま」において販売を始めてきております。

このように、自然環境や農林水産物が、観光資源として活用できる事項については、次期計画の見直し改定の際に検討してまいりたいと思います。

次に、3点目の福岡ソフトバンクファームの来園者等に対し、インターネットを駆使する対策を含めた特別な対応策等の検討についてでございますが、隣接する筑後市に、平成28年2月開業予定の福岡ソフトバンクホークス・ファーム拠点の来園者をいかにして本市に呼び込むかにつきましては、本市の観光地の集客や経済効果の面からも非常に大きな課題でございます。単なる通過地とならず、来園者の回遊性を高め、本市の観光地を訪れてもらうような施策を検討する必要があります。

このため、ファーム拠点の来園者を呼び込む手段として、本市ホームページの観光情報の充実や観光協会のホームページの充実はもとより、インターネットなど情報通信技術の活用が非常に有効であろうと思われま

す。スマートフォンの普及などにより、「いつでも、どこでも」インターネットにつながる情報通信技術と、GPS機能を用いた位置情報の活用が、比較的容易にできるようになっております。

例えば、来園者が専用のアプリケーションの入ったスマートフォンを持ち、自由に散策することで、登録された観光スポットに近づくと自動的に観光案内を音声で知らせることなどもできるとされています。観光情報やおすすめのお店、また、道案内などをお知らせし、観光活性化のツールとして利用できないか、検討してまいりたいと考えております。

このため、情報専門家や、観光協会など、案内する情報の整備も含めて、協議する場を設け、情報通信技術を活用した、観光案内の実現に向けて努めてまいり所存でございます。

次に、4点目の観光推進の最前線たるみやま市観光協会に対する事務局体制強化からの人的支援強化についてでございますが、現在、みやま市観光協会では、観光振興の取り組みとして、広報宣伝事業や情報発信事業などを中心に、各種イベントや物産展、広報誌の発行、インターネットを活用した情報発信などを実施しており、事務局の職員として1名が勤務されております。会員数は現在133名で、各専門委員会において各種事業を実施されております。

事務局の職員1名は、道の駅「みやま」の情報発信施設において、観光協会の事務のほか

に観光案内もあわせて担当されておりますが、議員が言われるとおり、現行1名体制では、情勢変化に対応した観光振興の推進を図ることは、厳しいと言わざるを得ない状況だと思

います。今後、みやま市といたしましても、観光情報の発信の充実を図る必要があると考えておりますので、観光協会の今後の事務局体制の強化に向けて、観光協会との話し合いの場を設けて、協議してまいりたいと考えております。

さらに、道の駅「みやま」には、市内外からたくさんの方が訪れ、今や交通及び地域情報の拠点となっていることから、道の駅「みやま」の情報発信施設を活用した、みやま市のPR事業の充実についても、あわせて検討をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

2 番野田力君。

○2 番（野田 力君）

4 問につきまして、お尋ねしましたらば、本当、西原市長はやる気十分で、前向きに御答弁いただきました。これからは観光協会とか農協、商工会あたりと十二分に協議されれば相当なる成果が上がるだろうと思っております。

特に、観光振興計画というやつは、もう御承知のとおり、これはもう戦場での作戦計画でございますから、きれいな言葉で言っていますけれども、これは作戦計画でございますが、この作戦計画がしっかりしとけば、動く者もしっかりした目標に向かって進むことができるわけでございますので、ぜひとも、改定についてはそういった視点から、大幅な観光客が入るように頑張っていたきたいなと思っております。

2 番目は、農産物の関係なんですけれども、本当にナスは22億円なんですよ。それからセロリも7億円あるし、ミカンも14億円、最近ではスモモが物すごく人気になりまして、これも1億円台以上なんですよ。こういった、ブドウも二億何千万円、これは農協ベースでございますので、一般出荷すれば、これのまた3割か4割増しぐらいになるかしれません。そして、トータルで100億円、150億円とか大きな生産がされております。そういった生産されて農家の方たちが頑張っている状況、それから、この農村風景、この雰囲気都市の人たちが見れば、混雑した都市にはもう本当に帰りたくないというような気持ちになられると思います。そういった素材だろうと思っております。どうかひとつ雰囲気をしっかり醸し出していただきたいと思っております。

それから、3番目の福岡ソフトバンクファームにつきましては、これは検討委員会と申しましたんですけれども、これは実際もう使っている人たち、そして、専門家がおりますですよ、インターネットの高度な専門家、そういった機動部隊から成るタスクフォックス的な組織をした方がいいかなと私は思います。それは西原市長の、またそこいらも踏まえてお考えになっていると思いますが、そうすることによって、フェイスブックももっともっと有効活用ができるし、今では、つぶやきでぼんぼんぼんと広がりますので、ああ、みやまにちょっと行ってみようかと、特に福岡ソフトバンクファームに来て、ほんな隣でございますから、それから、大牟田も世界遺産とかいうことで今動いてありますので、大牟田に来たらちょっと寄ってみようかと、そういうことに相なると思います。

このネットをしっかりと活用して成果を上げれば、これは省資源化にもなるわけですね。省資源化にもなるし、省力化にもなるわけでございますので、ぜひこれは成功させていただきたいなと思っております。

4番目には、観光協会のお話でございますが、本当にいつも1人でばたばたされております。そいけん、あら、ここは事務局ですかということでお伺いしたら、なぜかといいますと、看板がないんですよ。入り口の看板とか。それから、ポスターあたりもいろいろと掲示されていますけれども、なかなか手間がかかって、張りかえとか、適切な場所とかがまた工夫がなかなか難しいでしょう。やはり複数の人がおってこそ、お互いに助け合い、また、そこで知恵が、文殊の知恵が生まれると私は思います。必ず何とか人的支援を、いろんな方法でお考えいただきたいなと思っております。

4課題につきまして、本当に前向きに御答弁いただきまして、ありがとうございます。

特に、一番最後になりますけれども、この観光行政については、私はこう思っております。これは、産業対策になるわけでございますが、3次産業ですよ、これはもうまさしく3次産業。そして、その3次産業は、もう御承知のとおり、川下の産業でございます。川上の2次産業、1次産業、1次産業も農林水産ですけれども、そこにこの3次産業を力強く展開することによって波及効果が、これははかり知れない波及効果が生まれると思えます。また、波及効果を及ぼさないと観光協会にまた返ってきませんので、その循環、それを生み出せば、先ほど西原市長が次期に向けての経済対策をしっかりやっていきたいということでございますので、これは息が長いものでございますので、ぜひ観光行政を通してあらゆる全般の産業政策につないでいただきますよう、よろしく願い申し上げます。

以上で終わります、1問目。一言決意をちょっと西原市長から。

○議長（牛嶋利三君）

市長。

○市長（西原 親君）

みやま市というのは、御承知のとおり、発足をいたしまして8年目が今経過いたしております。非常に残念ながら、柳川市とか久留米市等に比べまして、知名度は低うございます。私は実力的には、そんなに柳川市に負けない。川下りより、むしろ清水山の観光のほうが本当言えばいいんじゃないかと思えますが、なかなか川下りには来客数ははるかに及ばないと、こういうことで、何とかみやま市の観光を清水山を中心に、あるいは濃施山を中心に、そし

て、さまざまな幸若舞とか、あるいは平家まつりとか、新開能とかありますから、そういったハード、あるいはソフト面での観光を充実させて、そして、多くの皆様方にそれをまず知っていただく、そして来ていただく、こういうことが大事だと思います。それにはまた、北の玄関口ですか、そして南の活性化、こういったところもあわせて浮揚を図りたいと思いますので、どうぞ今後ともよろしく御指導のほどお願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

2番野田力君。

**○2番（野田 力君）（登壇）**

まとめた決意で、ありがとうございました。ぜひとも職員の皆さんも一丸となって頑張ってくださいますよう、よろしく願い申し上げます。

そして、2問目に入らせていただきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

2問目の質問を野田議員さんのほうからやられますが、傍聴席の皆さんにお願いしておきます。傍聴規程に基づいて、傍聴者の皆さんの住所氏名を記した札を入れていただくように、協力よろしく願いしておきます。

**○2番（野田 力君）続**

引き続きまして、2問目に入らせていただきます。

市の宝でございます文化財のことにつきまして御質問をいたします。

私たちの先人から残していただいた文化価値の高い、貴重なる文化財産がみやま市には本当に他市にまさるほど多く存在しております。私たちみやま市民としましては、誉れ高く誇りとするものでございます。

これらの文化財を所管します行政機関としましては、文化財を恒久的に保存、保護、継承するために、公的な管理のもととして、そのような形にするために指定の行政処分が行われ、市民との協働のもとで適切に管理が行われてあります。

本市の指定文化財につきましては、文化財の専門委員の先生方から献身的な御尽力を賜り、みやま市教育委員会の管理下のもとで、国の指定が8件でございます、福岡県指定が14件でございます、みやま市の指定が49件でございます、全体で何と71件に及んでおる状況であります。

そのほかにも、歴史的、文化的に見ても指定に値する文化財がまだまだ多く眠り続け、未

指定のままで多く存在しているのではないかと推測いたします。

未指定となっている原因としましては、考えますと、指定制度がありますが、その制度そのものがいまだ所有者が御理解されていないこと、それから指定手続もまた煩雑じやなからうかとか、その後の管理責任等の後の種々の問題があるんじゃないやなからうかということで未指定のものが存在していないかと懸念をいたします。

指定を受けますと、市民皆様がひとしく鑑賞される機会が与えられます。はかり知れない学習をして、その効果も高まりますし、未来に送り届ける自負心といいますか、も高まり、そして、郷土心の形成がかなり大きく膨らむものと思います。そして、それらの文化財を市民のみで享受するのではなく、広く県内外にお知らせして、日本の文化国家の進展に貢献していくこともまた大変意義深いと思います。

一方今日では、特に文化財を観光資源として積極的に活用される傾向がますます強まっています。観光サイドからも広く周知いたすものの、文化、歴史、人文等の日本固有文化の涵養をより一層進化させるとともに、国民の郷土心となる根本的なきずなが形成され、社会的にも幾多の有益性を生み出すものと確信いたす次第であります。

既にみやま市は、観光ガイドブック「みやま浪漫」で文化財を本市の宝として取り上げられ、観光資源の活用位置づけられております。ふるさとのロマンたる機運を十二分に醸し出し、観光客の入り込み増加に活用してありますことは、総合的な行政力の向上、それは実益を兼ね備えたよりよい効果ある行政サービスそのものと考えます。

ところで、文化財の指定名称をみますと、その中には、その河川名とか、山そのものを固有名でそのまま指定されておるところも見受けられます。現場に立ちまして考えましても、多分文化財にふさわしい価値観や歴史的なイメージが即座に結びつかないんじゃないかなと思います。

そして、文化財そのものとしての内容説明については、歴史、文化をめぐる史実に関しては、いろいろ詳しく書いてあります。十二分に記述されてありますが、観光資源の対象として見た場合は、その場に立って観光客がやっぱり、いにしえと現代と未来の生活変遷とのおもしろみといいますか、興味が湧くような物語があれば、要するに追憶の念といいますか、そういったやつが生み出されるような記述をいただければ、地域と密着した追想と未来に描く夢が一層膨らむものと思うわけです。

文化財から人情味を味わえる追憶の念が醸し出されるような思いの記述、これは難しいん

ですけれども、文章力が大変難しいと思いますが、お知恵とさらなる創意工夫を凝らしていただければと強く念じる次第であります。

また、貴重な文化財を市民ぐるみで守り、子々孫々に揺るぎなく伝えていくには、指定された文化財に対する現地における堅固な標識、それから、文化財の内容をわかりやすく伝える説明板、さらには、文化財を周知誘導する、ここにありますよという案内誘導の掲示板の設置が、この3点のセットがどうしても周知する上から不可欠ではないかと思っております。

しかしながら、3つの設置条件が整っている文化財の整備状況が意外と少なくありません。これらの標識等につきましては、みやま市文化財保護条例第35条に基づく教育委員会、または所有者が設置することになっておりますので、当然、教育委員会さんと所有者が話し合いがなされることになるわけでございます。

その中の説明板については、これまで教育委員会が本当に前向きに設置されておりますが、場合によっては、市長部局の商工観光課やまちづくり協議会からも設置されておるところもあります。ともかく、所管の教育委員会におかれましては、指導的な立場から、標識や誘導掲示板等の設置につきまして、より積極的に対応いただきたいものであります。これらの設置に当たりましては、当然予算が伴います。関係者との調整も急がれます。しっかりした年次計画を立てて、何とか向こう5年間までには完成、完了されるように精力的に取り組みいただきたいものでございます。

そこで、要約いたしまして、長岡新教育長さんに、4点につきまして御質問をいたします。

第1問目は、いまだ未指定の文化財が地域に眠っているように推測されますので、周知を図っていただき、市民の目に触れられるように文化財の指定を促進していただきたいものでございます。今後、市民の皆さんへの理解と協力をどのように展開されるのか、お尋ねいたします。

2問目は、市指定の文化財の中には、指定されて随分期間が過ぎ、その間、文化財の史実が新たに確認されたものや、文化財を取り巻く保護環境等の変化が生じ、県サイドとしても、その重要性がかなり高まっているものが存在しております。御検討いただき、指定の格上げを行っていただきたい、その見解についてお尋ねします。

3問目は、みやま市文化財保護条例35条に基づく標識等の設置につきましては、いまだ未設置のものに対しては、今後計画的にどのように対応されるのか、お考えをお尋ねいたします。



4番目は、文化財説明板の記述の際には、文化財の指定理由となる史実などとあわせて、大切な観光のニーズが生まれるような、おもしろみのある生活状態をうかがわせる記述内容で作成いただけないか、これは大変難しいわけでございますけれども、御所見と対応方についてお尋ねいたします。

以上、4点につきまして御質問申し上げました。市の宝でございます文化財の輝きで生きる活力の高揚と市勢の振興に結びつくような力強い御所見を賜りたく、よろしく願いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

教育長。（「答弁しましたら、所要時間が過ぎますが、いかがいたしましょうか」と呼ぶ者あり）答弁はそんなに長いですか。答弁だけちょっとしてください。教育長、答弁書が行きますので、質問者に対して。ですから、もうそのままストレートに読み上げていただいて結構です。

**○教育長（長岡廣道君）（登壇）**

身近な文化財のよさを見いだして大切にしていかなければならないという御提言、まことにありがとうございます。

野田議員の市の宝、文化財の輝きで生きる活力の高揚と市勢の振興をとという御質問にお答えいたします。

まず、1点目の未指定文化財の指定を進め、その効用を図るについてでございますが、文化財保護法には、「文化財を保護し、且つ、その活用を図り、もって国民の文化的向上に資する」と明記されております。

先ほど議員の御説明にもありましたとおり、現在、本市の指定文化財は、国指定文化財が8件、県指定文化財が13件、市指定文化財が50件の合計71件となっております。

近年の指定の状況につきましては、平成24年度が県指定と市指定のあわせて3件、平成25年度が市指定1件となっております。

市指定につきましては、文化財に関する諮問機関である市文化財専門委員会において、当該物件の重要性や種別などを調査、審議いただき、その可否については、市の教育委員会において、決定をしているところでございます。

現在、山川町の山ノ上遺跡出土の刻書土器につきましては、市指定に向けての事前調査及び協議をしていただいております。そのほかの未指定文化財につきましても、地域の皆様へ

情報の提供をお願いし、調査を行い、状況把握に努めるとともに、市指定に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、指定した文化財につきましては、市の広報誌やホームページに掲載しているほか、指定した全ての文化財を掲載したみやま市文化財マップを平成22年度から作成いたしております。

文化財マップにつきましては、3年をめぐりに情報の追加や内容更新を行い、出前講座を初め、歴史や文化財の学習資料として、最新情報の提供に努めております。

また、主要文化財につきましては、商工観光課が発行している観光ガイドブックにも掲載してもらうなど、今後も、市内外の皆様への情報発信、PRを継続してまいります。

次に、2点目の市指定文化財の格上げとなる県指定のための見直し検討についてでございますが、現在、福岡県内の県指定文化財は、677件でございます。このうち6件が平成25年度、新たに指定を受けております。

本市では、瀬高町本吉の成合寺谷古墳が平成24年度に県指定を受け、合計で13件の県指定文化財となっております。

県指定の手續につきましては、市や管理者からの申請に基づくものではなく、県が独自に持っている情報をもとに、県が調査を行い、県文化財指定として候補を選別し、その中から審議を重ねて決定するという手順になっております。

このため、市の教育委員会では、文化財専門委員などから出されました、市指定文化財でありながら、県指定に相当するような意見や資料について、福岡県文化財保護課に対し、随時、情報提供を行っております。

また、特に貴重と思われる文化財につきましては、県に直接調査をしていただくようお願いをしております。これにより、県自体の詳細な情報収集や、内容把握が可能となることから、文化財の県指定につながるものと考えております。

今後も、文化財専門委員には、さらなる調査や検討をお願い申し上げるとともに、県に対しましても積極的に働きかけていきたいと考えております。

次に、3点目の文化財の標柱等の設置整備についてでございます。

みやま市文化財保護条例第35条には、「市指定史跡、名勝、天然記念物の管理上及び市民が観覧する上で必要と認める標識、説明板、境界標、囲いその他の施設を設置するものとする。」と明記されております。

先ほど申し上げましたとおり、市内にある指定文化財は71件でございます。

この中で、説明板がないもの、または毀損が著しく、改修設置が必要なものにつきましては、平成22年度から、県指定文化財につきましては、県補助金制度を活用し、国及び市指定文化財につきましては、市の単費で、年間2基から3基の説明板を計画的に設置しております。

本年度も、県補助金制度による上庄の大人形・大提灯及び、市単費による竹飯の此君泉跡の2基の説明板設置工事を予定しております。

今後も、このような年次計画に沿って、説明板設置工事を進めてまいりたいと考えております。

最後に、4点目の文化財説明板に観光ガイドの観点からの加筆掲載についてでございますが、みやま市文化財保護条例規則第11条には、「説明板には、市指定史跡、市指定名勝又は市指定天然記念物の区別、名称、指定の年月日、所在地、説明、図面その他参考となるべき事柄を記載すること。」と明記されております。

文化財の保存や活用上から申し上げますと、説明板の内容としましては、文化財としての歴史的な価値に関する事柄や、史実や通説に基づいた由書、由来でなければならないというのが市の教育委員会の見解でございます。

まず、野田議員御要望の、「観光サイドからのロマン性のある加筆を」ということですが、議員も御懸念のとおり、史実を逸脱しない範囲でなければなりませんので、どのような内容や表現であれば記載が可能であるかを検討してまいります。

また、説明文の書きかえに係る費用につきましては、説明板の新設や改修の時期に合わせて実施すれば不要となりますが、書きかえだけの単独工事となりますと、それ相応の費用が伴ってまいります。

さらに、一定の制約を受けられる文章表現で、どれだけの効果が期待できるかなど、いくつかの課題もあります。

そこで、このことにつきましては、いましばらくの調査、検証が必要だと考えておりますので、御理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

野田議員、今、答弁が終わったので、もう時間がいっぱいでございます。まとめてくださ

い。お願いします。2番野田力君。

○2番（野田 力君）

オーバーいたしまして、申しわけありません。教育委員会の教育長の答弁では、本当に御検討いただいたなと思います。ぎりぎりまでの御見解を説明いただきましたものですから、これの推進を期待いたしたいと思っております。

1つだけちょっと、文化財の指定の関係で、意外と知られていないところで、物すごく価値があるところがあります。これは、西原市長も御存じかと思っておりますが、広瀬堰というのがあります。あそこの広瀬堰は、あの水で広瀬とか禅院とか小田の一部とかが水が回りません。その水を通すために立花のほうから切り通しという水路を、江戸時代の末期と思えますけれども、切り通しということで沖蔵先生のおじいちゃんが私財をなげうってその切り通しをつくられて、その水に基づいてあそこの数十町の水田が保たれているところでございます。多分これは県の指定ぐらいの文化価値があるかと思っておりますので、頭の中にちょっと置かせていただいて、何か対応方、よろしく願い申し上げたいと思っております。

そのほかはありませんので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

何か答弁は。（発言する者あり）

日程第2 請願第1号

○議長（牛嶋利三君）

日程第2．請願第1号 建設従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書に関する請願についてを議題といたします。

これより質疑を行ってまいります。質疑ございませんか。

川口議員さん、紹介者こっちに出とってください。

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

13日に紹介議員のほうから、要旨など、俳句、短歌を交えて説明を受けましたが、被害者の苦しみはよくわかりするわけでございますが、要旨に読んでみますと、石綿被害者の救済法成立させましたが、極めて不十分ということを書いてありますが、救済法の説明と、どういう救済法で極めて不十分、どこが不十分だったのか、紹介議員のほうにお伺いをいたし

ます。

○議長（牛嶋利三君）

紹介議員、6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

法的な救済法については、私は13日も説明しておりません。実際申しまして、法的な件は、私にはよくわかりませんが、私は国の対応がですね、対応について言ったわけです。実際1975年に吹きつけだけが禁止になったわけですね。使用禁止になったわけですよ。その後30年間ほったらかして、2005年にほかの製品についても禁止になったわけです。それで、法的ないろいろな文言については、私としては存じておりません。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

13番中島一博君。

○13番（中島一博君）

だけど、川口議員が紹介議員をなされてあるので、説明が不十分、結局、どういうのが極めて不十分か、私たち議員もその内容がわからないと、ちょっと判断しにくいんですけど。その辺をちょっと説明をお願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

質問の趣旨はわかりますけれども、先ほど申しましたように、法的な、そこまで私たちはまだよくわかりませんが、13日に説明申しましたように、とにかくヨーロッパやアメリカでは、1973年にアスベスト被害の訴訟とかでもう判決も出ております、その時点で。日本の国の対応としては、先ほど申しましたように、1975年にアスベストの吹きつけは禁止になりました。その後、結局、製造工場ですね、工場については、それに従事する人には年に2回のじん肺検査の義務づけとか、いろいろな、そういう工場内のことについては防御の対策を練ってしているわけですが、その材料を使って現場で仕事をされる方ですね、建設業者の方たちですよ、その方たちが一番被害をこうむっているわけでございます。

先ほど申しましたように、アスベストの使用が禁止になったのは吹きつけを禁止してから30年後ですよ、30年間野放しにしていたということです。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

ちょっと執行部の詳しい方に、紹介議員がこのことに対する法的な部分が十分わからないというようなことで、大変審議するのに苦慮するところでございます。

したがいまして、執行部のほうでこのことに対する答弁なりお願いしたいと思いますが。紹介議員のほうで質問者に対する、この質問に対する法的部分が理解していないというようなことで紹介されているわけですね。できますか、どなたか。執行部はどげんですか。多岐にわたるわけですが、塚野総務部長。

**○総務部長（塚野仙哉君）**

この請願書に出しております内容につきましては、ちょっと法的な分というのは、こちらもちょっとそろえてはおりません。ただ、ここに書いてありますように、6つの裁判が係争中ということについては、6つの裁判というのは実際係争中というのは把握はしておりますけれども、具体的に法的な、どういった論議が行われているのかというのは、ちょっとこちらのほうでは承知しておりませんので、申しわけございません。（「議長いいですか」と呼ぶ者あり）

**○議長（牛嶋利三君）**

どうぞ。13番中島議員。

**○13番（中島一博君）**

紹介議員を受けるんだったら、ある程度内容は把握してもらわなかったら、私たち審議するほうもどう審議していいか困るわけなんです。だから、法的にわからんと、どこが不十分なのかと書いてあるから、どこが不十分なんです。その辺をちょっと紹介議員のほうからお伺いいたします。

**○議長（牛嶋利三君）**

6番川口正宏君。

**○6番（川口正宏君）**

何回も申しますけれども、法的な中身についてはよく存じておりません。ただ、国の対応が、先ほど申しましたように、ヨーロッパとか外国から比べて、そのアスベストの危険性、どういう被害が出るか、それについての、もう被害が出るのはわかっているわけですよ。肺がんとか、肺気腫とか。

それで、アスベストについて質問者はほとんど御存じないんですか。

○議長（牛嶋利三君）

いや、これは紹介議員、紹介議員がわからんなら質問者はわからんですよ。

○6番（川口正宏君）

どうも失礼いたしました。それで、ただ、今度の意見書というか要望書は、国に出してくださいという要望なんですよ。国の対応が今までできてなかった、遅かった。それに対して、国に対して、その補償とか、もう亡くなった方もたくさんいるわけですよ。それに対しての要望書を国に提出してくださいという要望ですので、どうか皆さん、その辺の趣旨をよく御理解いただいて、御賛同よろしく願いいたします。

○議長（牛嶋利三君）

これ、川口議員、要望書じゃないですよ。意見書でしょう。（発言する者あり）だから、ちょっと願意そのもののこの要旨を、ちょっと皆さん方、どこもとに問題があって、どのようなあれをされるのか、紹介議員さんのものは、要望書と言われるような話ですが、また意味そのものが要望書と意見書というたら、随分変わるわけですね。ですから、願意そのものは十分認められます。このことによる内容をもう一回熟知いただくような朗読をちょっと馬場議会事務局長のほうからしていただきます。要旨の分だけお願いします。馬場議会事務局長。

○議会事務局長（馬場洋輝君）

それでは、私のほうから、今回の請願に対する要旨につきまして、読み上げさせていただきます。

---

アスベスト被害を大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの建設従事者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体の伴うアスベストの飛散は起こり、建設従事者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国が製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業就業者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材など建設現場で使用され、そして、国が建築基準法などで不燃化、耐火工法としてアスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

とくに建設業は、重層下請け構造や多くの現場に従事することから、労災に認定されることにも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乗せ補償もありません。国は、石綿被害者救済法を成立させましたが、極めて不十分なもので、成立後一貫して抜本改正が求められています。

現在、建設業に従事していたアスベスト被害者たちの6つの裁判が係争中になっています。国とアスベスト建材製造企業に補償とアスベスト対策の抜本改正を求めて裁判を闘っています。司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりません。貴議会が「建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を求める」ことを国に働きかける意見書の提出を請願します。

---

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

はい。ありがとうございます。

今ですね、事務局長のほうから朗読いただいたわけですが、この願意そのものは司法の場での結論を問わず、被害者の苦しみは変わりませんというようなことでの願意ですね。このことに対する意見書を提出してくださいというようなことだろうと思います。

中島議員のほうから紹介議員に対する質問があつておりますが、法的なこと等がわからないというようなことで、当然なことだろうと思うわけですね。6つのまだ係争中であるということですね。ですから、そのことに対する判決もまだ出ていないというようなことで、当然、川口議員が紹介議員となられて、質問者に対する答弁ができないといっても、決して過言ではないと思いますけれども。

このことに対する執行部からの、当然このことに対する取り扱いを厚生常任委員会ではいかかというように、議会運営委員会の中では協議をしましたが、このことに対する厚生委員会のほうからも非常に難しさがあると、このことに対する議論をすれば多岐にわたるわけですね。

本市におけるこの委員会は3つございます。産業建設常任委員会、総務常任委員会、厚生常任委員会ありますけれども、全部に、多岐にわたって全委員会に所管するというようなことで、全体審議とはからったわけですが、このことに対する執行部からも、



当然、総務いろいろ多岐にわたる所管がありますけれども、どなたかそれなりの説明、答弁を含めたものができればお願いしたいと思います。14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

今、総務部長が6つの係争のことはわかりますということだったんですよね。係争中の裁判はですね。ちょっとそれをおっしゃっていただけますか。（発言する者あり）いや、どここの裁判所に提訴しているとか。

○議長（牛嶋利三君）

塚野総務部長。

○総務部長（塚野仙哉君）

ちょっと急遽の調べた分で申し上げいたしますと、大阪アスベスト訴訟、これ第1陣でございます。それから、大阪アスベストの第2陣も行われております。これは平成25年12月25日原告の請求を一部容認する判決が出ましたけれども、これに対して原告、被告双方が上告受理申し立てをしているということでございます。それから横浜の建設アスベスト訴訟が1件、それから東京建設アスベスト訴訟が1件、それから神戸アスベスト訴訟第1陣、それから、平成23年4月以降、札幌、東京、大阪及び福岡の各地方裁判所に集団訴訟がされておるといふ計6件だけ把握をさせていただいています。

○議長（牛嶋利三君）

14番坂口孝文君。

○14番（坂口孝文君）

私は、もう本当に書いてある請願書は、このとおりだと思います。本当に家族の方の苦しみというのは、これは本人じゃないとわからない。確かにこういう苦しみというのは私たちも理解してやらにゃいかんと思います。

しかし、私は一番懸念するというのか、まず日本国憲法というのが第1に国民主権、基本的人権の尊重、平和主義、その統治機構として、司法、立法、行政という組織があります。それぞれに相互に独立しているんですが、立法と行政は議員内閣制をとっておりますので、なかなか区別がつきにくいんです。しかし、司法だけはどこからも影響を受けてはならないというふうに私は思っているんです。

最近、私は、集団的自衛権が閣議決定でなされるということに対してだんだんだんだん法が侵されてきている、法の立場がなくなってきているんじゃないかという強い懸念を持って

いるものであります。

これを仮にした場合、意見書とか出した場合、これはもちろん、裁判所に出すわけじゃないんですが、内閣府とか国会のほうに出すわけですが、これが私は司法の独立性を侵しはしないかと、そういうことをすることによってですね。私それを、これは民主主義の基本中の基本だと思えます、これを侵しちゃいけないというのは。

私は、そういう意味で、とてもそこら辺は懸念するわけですよ。ほかのことじゃなくて、この書いてあることは全くそのとおりだと思うんですが、そういうふうなことで、そちらのほうに圧力をかけるというのはちょっと語弊があるかもしれませんが、予断を与えるというふうなことになったら、司法の独立性が危うくなってくるんじゃないかというふうに思っております。そういう意味で、そういう点を私はとても懸念しております。

賛同者の川口議員に対しては、私はそういう理解を多分ある程度してもらわないかというふうに思っておりますが、いかがですか、川口さんは。

**○議長（牛嶋利三君）**

6 番川口正宏君。

**○6 番（川口正宏君）**

私は、これは国に提出するものであって、司法に提出するものじゃないんですよ。国に対応を考えてくれということですので、その三権分立は皆さん御存じですけど、国が法的にも国で定めてもらえればいいということで私は紹介議員としてなっているわけです。

それで、その司法と国とごっちゃにして考えてもらったら、ちょっと私としては心外でございます。とにかく国に対して、この被害者に対しての何らかの措置をやってくれという趣旨でございますので、皆さんの御賛同をよろしく願いしておきます。

**○議長（牛嶋利三君）**

14番坂口孝文君。

**○14番（坂口孝文君）**

川口議員は、もう議員を何年もしてあるから御存じでしょうけど、これは地方自治法99条の規定で内閣府と総理大臣とその関係の大臣と衆参議長に宛てるんですよ。司法には、それは言ったでしょう、私が。司法にやるんじゃないと、直接物申すんじゃないけど、しかし、そういうことをすることは間接的にそういうことになるんじゃないかという懸念がありますよと、川口さんも私にいつかそういうふうに言うたやなかですか、あなたも。

そいけんが、裁判所の結論が出る前にこういうことをやったら、無言の圧力、あるいは有言の圧力になってくるんですよということですよ。私が懸念するのはそこだけですよ。司法の独立性というのをきちっと、もっと尊重してやらないかんということを行っているんですよ。それは地方自治法にないですもん、そういう制度は。裁判所に直接するとか、また、そういうことはしちやいかんですけどね。

ですから、あくまで行政府、立法府に対しての意見書ですから。しかし、それは間接的にはそういうふうになるんじゃないですかということをおは懸念している。私はいろんな人に聞いたら、私の意見が正しいという意見がほとんどでしたよ。やっぱり司法の独立性はちゃんと尊重せにやいかんということですよ。もう川口議員の答弁は結構です。

**○議長（牛嶋利三君）**

要りませんか。（「はい」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ありませんか。3番上津原博君。

**○3番（上津原 博君）**

この請願の理由ですね。大変アスベストの被害を含めて、全国的な問題になっていたというのわかります。ここの石綿被害者救済法、これについては、平成18年に施行されて、そしてさらに、平成23年に不十分という中身を含めて改正がされたということで、厚生労働省の中のホームページには載せてあります。そして、この中に、ありますけれども、特に建設業は重層下請け構造や多くの現場に従事することから、「労災に認定されることにも多くの困難が伴い」というふうに書いてありますけれども、今の厚生労働省のホームページにおいては、認定が受けられなかった方はここに御相談くださいというようなことも書いてあるんですね。それと、被害者の遺族に対しても、平成23年度の法改正の中で、最高12,000千円の補償がありますよというような中身も書いてあるんですね。ここを意見書を出してくれと言われた方たちはどういったことなのかなと、ちょっとわからなくなるんですね。こういった厚生労働省がちゃんとやっている、ちゃんとその上にも、ここに書いてある分については、国もこういった被害がありますということを認識していますということを書いてあるんですね。それで、そういったところを無視してこれが出されているのか、いや、それでもそういった中身で、この人たちもこういった法的な分を受けたにもかからわず、いや、まだ不十分なんですよという立場で再度国に対する法律の不十分さ、遺族に対する補償の充実ということをお意見として出してくれというふうになっているのか、ちょっとそこら辺が、これじゃわからないので、わかったら教えていただきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

6 番川口議員。

○6 番（川口正宏君）

今の上津原議員の質問に対しては、私もホームページとかで見えていたんですけども、実際、それは製造に携わっていた方たちは、はっきり認定がすぐできるわけですね。そういう中で、先ほど話があったように、建設業の従事者の方たちはなかなか認定が難しいわけですね。それで、いろいろ手続の方法とかあると言われておりますけれども、やっぱり製造従事者と建設業のその辺の認定の度合いとか、多分相当違いがあると思うんですよ。それで、何段階か補償のあれもあると思うわけですけども、やっぱり今の救済法じゃまだ十分でないということだと私は理解しているところでございます。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

3 番上津原博君。

○3 番（上津原 博君）

質問というふうにはならないんですが、今の川口議員の質問に対する回答を私なりにそしゃくすれば、やはりこの願意というのは、法整備をやって、もうちょっと充実させてくれというようなことしか感じないんですよ。裁判を行っているから、その後押しじゃなくて、まだまだこういった石綿被害者救済法が平成18年度にできて、平成23年度に改正されたにしても、まだまだ拾い上げていただけない石綿被害者が残っていますよということで、広範囲にわたる石綿被害者に対する救済をお願いしたいというような意味じゃないのかなというふうに捉えるべきじゃないのかなと思います。

ただしかし、これの意見書という分であれば、やっぱり現在もう法整備ができていますという状況でありますので、そこはもうちょっと十分な審議が必要ではないかなというふうによつと思えますので、答弁は要りません。

○議長（牛嶋利三君）

ほかにございませんか。5 番瀬口健君。

○5 番（瀬口 健君）

私も以前に公害対策課というところにおいて、このアスベスト被害者の苦しみというのはもう十分わかっているつもりであります。ただ、その職をやめてから、もう相当な年月が過

ぎておりますので、今さっき紹介議員のほうから、法律は知らんということでしたんですが、この理由の中に、この意見書を出してくれという中に、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大の根絶と、そういうふうなことが理由としてこの意見書を提出してくれんかということでございますので、これをやるためには、この救済法をある程度知つとかにやいかんということが、まず大前提であろうというふうに私は思っております。

たださっきは、その法律は知らんと言われながら、今のお答えでは、今の救済法がだめだからとおっしゃりよりますが、だめだからというなら、そのだめなところを示していただければいいんじゃないかなというふうには思いましたんですが、これ、今、上津原さんの質問の中で、平成18年に施行がされて平成23年に改正がっておりますが、この平成23年の改正でもだめ、もうちょっと改正をさせられんかというふうなことなのか、ちょっとよくわかりませんでしたので、まず、この方たちの、どうせ出すならば効果があるような出し方をせにやいかんと思うとですよね。それで、平成23年の改正のときのことでだめと、もうちょっと改正ばせんかと言われてあるのかということが1点と。

今言いましたように、効率的に、提出をするならば効果がなければならないということで、近隣地域の自治体ではどういうふうな扱いをされてあるのかと、みやま市だけ、独自のこの意見書を出したって、もう何の役にも立たんと私は思うんですね。ですから、大牟田、柳川、筑後、大川、近隣の市町村も一斉にこの意見書を出すのかどうか、今回出さなければ9月議会とかで出す予定があるのかどうか、そこら辺は紹介者議員にちょっとお尋ねしたいと思いますが。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

その辺については、正直言いまして、私はまだそこら辺まで踏み込んで話し合いをしておりませんので、多分近隣の市町村にも依頼されてあるかとは思いますが、定かではございません。

以上でございます。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

そしたら、これですね、早急にこの提出者の方の今後の請願といいますか、の出し方ですね、この計画がどうなっておるのか、ちょっとお聞きしていただければと思います。

最近で一番問題になったのが、柳川の化粧会社ですかね、あそこのアスベスト問題が一番問題になって、今でもまだぐずぐずあっているような感じがするわけですが、今申しあげましたように、被害者の苦しみというのは、もう今さっきからも質問されている方たちは重々わかってあって質問をされております。私もこの方たちの苦しみというのは重々わかっております。だからこそ、あの提出をするならば効果があるような提出をせにゃんかんということで、近隣市町村が一斉に出すというのが一つの方法じゃなかろうかというふうに思っただけですよ。ですから、そこら辺がちょっと弱いなど、今のお答えではですね。そういう予定がこの会長さんたちにあるのかどうか、なければ、今考えとらんと言われれば、一緒に出してくださいよというようなことを申し上げていただきたいなというふうに思っておりますが、そこら辺どうですかね。それをちょっとお聞きして、私も判断をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（牛嶋利三君）

6番川口正宏君。

○6番（川口正宏君）

先ほど申しましたように、確認はできておりませんが、話した中では各市町村にお願いするというお話は何っております。それで、後でちょっと確認をとってみたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

5番瀬口健君。

○5番（瀬口 健君）

ぜひ、近隣市町村が足並みをそろえて出していただかんと効果がないと思いますので、そこら辺をよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（牛嶋利三君）

ほかに質疑ございませんか。

なければ、ちょっと川口議員、この紹介議員ということで川口議員に私のほうからお尋ねしますが、この意見書を結局、国へ提出、意見書を提出してくださいと、国はどこに提出でしょうか。

それと、この理由としては、アスベスト被害の拡大を根絶する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を図るためとしてありますよね。これは国のほうでの法律ができております。この2点ですね、ちょっとお尋ねをしておきます。

**○6番（川口正宏君）**

私も、申しわけございませんけど、今まで請願書はほとんど各委員会に付託だったものですから、ちょっと資料を準備していなかったものですから、今、事務局のほうにとりに行ってもらっておりますので。

ああ、済みません。そしたら、今の議長の質問に対しまして、お答えいたします。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣、以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

意見書の内容を教えてください。

**○6番（川口正宏君）**

そしたら、これを読み上げますので。

建設業従事者のアスベスト被害者の早期救済・解決を図る事等を求める意見書。

アスベストを大量に使用したことによるアスベスト（石綿）被害は多くの従事者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴うアスベストの飛散が起り、従事者や住民に被害が広がる現在進行形の公害です。東日本大震災で発生した大量の瓦れき処理についても被害の拡大が心配されています。

欧米諸国においては、製造業の従事者に多くの被害者が出ているのに比べ、日本では、建設業従事者に最大の被害者が生まれていることが特徴です。それはアスベストのほとんどが建設資材などとして建設現場で使用され、そして国においても、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を進めたことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請け構造や従事者が数多くの現場にわたって就労することから、労働災害として認定されることも多くの困難が伴い、多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

また、被害者の多くが高齢化し、それに伴う病状の進行を考慮すれば、被害者の救済に向けて速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者と遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決を国に要望します。

以上です。

**○議長（牛嶋利三君）**

ほかに質疑ありませんかね。8番近藤新一君。

**○8番（近藤新一君）**

今までの各議員さんたちの気持ちは、被害者の方の気持ちはよくわかると、ただ、瀬口議員がおっしゃったように、近隣はどうなっておるかという質問がありました。

みやま市議会も6市議会の中での一員でございまして、今回の定数の問題でも同じでしたけれども、6市議会である程度足並みをそろえてやってきているわけですね。きょう採決ということではないようですから、そういうことを含めて紹介議員には調査をしていただいとって、採決のときは最終日のようでございますから、ここら辺で打ち切らせていただいて、きょうは閉会をしたらどうかというふうに思いますが。

**○議長（牛嶋利三君）**

今から諮るところでございました。ほかに質疑がないのかどうなのか。

紹介議員、自席へお戻りください。

紹介議員にちょっと申し上げておきます。

これからもいろんな請願、陳情ありますけれども、特に請願に関しては、議員御案内のとおり、紹介議員のこの願意を添付した請願をするわけですから、このことに対する請願、紹介議員としてしっかり内容を把握して提出お願いしたいと思います。

それでは、これで質疑を終わります。

なお、本件に対する賛否の評決は、最終本会議の25日となりますので、しっかりその旨、全議員さんに内容をお勉強いただいております。

お諮りをいたします。議事の都合によりまして、6月18日から20日までの3日間、23日から24日までの2日間を休会にしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（牛嶋利三君）

御異議なしと認めます。よって、6月18日から20日までの3日間、23日から24日までの2日間を休会することと決定をいたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

なお、次の本会議は6月25日となっておりますので、御承知おきをお願いいたします。

午後0時16分 散会